

重要事項説明書

Ver 1.2

記入年月日	2024 年 7 月 1 日
記入者名	甲田 まき子
所属・職名	有料老人ホームしらとり荘 ホーム長
取込種別	
被災確認事業所番号	

1 事業主体概要

種類	2 法人	
	※法人の場合、その種類	3 医療法人
名称	(ふりがな) いりょうほうじん じんせんかい	
	医療法人 仁泉会	
法人番号	法人番号有無	1 有
	法人番号	5420005002721
主たる事務所の所在地	〒 039 - 1161	
	青森県八戸市大字河原木字八太郎山10-81	
連絡先	電話番号	0178 - 51 - 2590
	FAX番号	0178 - 51 - 2591
	メールアドレス	@
	ホームページ有無	1 有
	ホームページアドレス	http:// www.jinsenkai.com/
代表者	氏名	田中 由紀子
	職名	理事長
設立年月日	1967 年 4 月 7 日	
主な実施事業	※別添1 (別に実施する介護サービス一覧表)	

2 有料老人ホーム事業の概要

(住まいの概要)

名称	(ふりがな) ゆうりょうろうじんほーむしらとりそう	
	有料老人ホームしらとり荘	
	〒 039 - 2153	

所在地	青森県上北郡おいらせ町山崎2595-1				
所在地（建物名等）					
市区町村コード	都道府県	青森県	市区町村	024121 おいらせ町	
主な利用交通手段	最寄駅	青い森鉄道 下田 駅			
	交通手段と所要時間	自動車利用の場合 乗車5分			
連絡先	電話番号	0178	-	32	- 6789
	FAX番号	0178	-	56	- 4039
	メールアドレス	shiratori @ sg-shimoda.com			
	ホームページ有無	1 有			
	ホームページアドレス	http://	www.sg-shimoda.org		
管理者	氏名	宮崎 肇			
	職名	管理者			
建物の竣工日		1998	年	3	月 26 日
有料老人ホーム事業の開始日		1998	年	6	月 日

（類型）【表示事項】

類型	3 住宅型				
1 又は 2 に該当する場合	介護保険事業者番号				
	指定した自治体名				
	事業所の指定日		年		月 日
	指定の更新日（直近）		年		月 日

3 建物概要

土地	敷地面積	2944.57	m ²
	所有関係	1 事業者が自ら所有する土地	
		2 事業者が賃借する土地の場合	
		賃貸の種別	
		抵当権の有無	

	所有関係	契約期間	開始					
			年	月	日			
			終了					
			年	月	日			
		契約の自動更新						
建物	延床面積	全体	450.07	m ²				
		うち、老人ホーム部分	173.07	m ²				
	耐火構造	2 準耐火建築物						
		3 その他の場合						
	構造	3 木造						
		4 その他の場合						
	所有関係	1 事業者が自ら所有する建物						
		2 事業者が賃借する建物の場合						
		賃貸の種別						
		抵当権の有無						
契約期間		開始						
		年	月	日				
		終了						
年	月	日						
契約の自動更新								
居室の状況	居室区分 【表示事項】	2 相部屋あり						
		2 相部屋ありの場合						
		最少	2	人部屋				
	最大	4	人部屋					
		トイレ	浴室	面積		戸数・室数	区分	
	タイプ1	2 無	2 無	13.25	m ²	2	2 一般居室相部屋	
	タイプ2	2 無	2 無	11.59	m ²	3	2 一般居室相部屋	
	タイプ3	2 無	2 無	22.36	m ²	5	2 一般居室相部屋	
	タイプ4				m ²			
	タイプ5				m ²			
	タイプ6				m ²			
	タイプ7				m ²			
タイプ8				m ²				
タイプ9				m ²				
タイプ10				m ²				
	共用便所における	11ヶ所	うち男女別の対応が可能な便房			5ヶ所		

共用施設	便房	11	ヶ所	うち車椅子等の対応が可能な便房	6	ヶ所
	共用浴室	1	ヶ所	個室	1	ヶ所
				大浴場	0	ヶ所
	共用浴室における介護浴槽	0	ヶ所	チェアー浴	0	ヶ所
				リフト浴	0	ヶ所
				ストレッチャー浴	0	ヶ所
				その他	0	ヶ所
	食堂	1	あり			
入居者や家族が利用できる調理設備	2	なし				
エレベーター	4	なし				
消防用設備等	消火器	1	あり			
	自動火災報知設備	1	あり			
	火災通報設備	1	あり			
	スプリンクラー	1	あり			
	防火管理者	1	あり			
	防災計画	1	あり			
緊急通報装置等	居室	1	全ての居室あり			
	便所	1	全ての便所あり			
	浴室	3	なし			
	その他					
その他						

4 サービスの内容

(全体の方針)

運営に関する方針	地域との結びつきを重視し、総合的なサービスの提供に努めてまいります。契約者が快適に生活できるよう援助すると共に、心身の特性を踏まえて、能力に応じた日常生活を営むことができるよう援助（介護）を行います。
----------	--

運営に関する方針	
サービスの提供内容に関する特色	常に清々しい気分でくつろいだ毎日を過ごしていただくために清潔に努めます。スタッフを24時間体制で配置し、細やかな身の回りのお世話、また、協力医療機関より往診を行い、健康管理をいたします。
入浴、排せつ又は食事の介護	1 自ら実施
食事の提供	1 自ら実施
洗濯・掃除等の家事の供与	3 なし
健康管理の供与	1 自ら実施
安否確認又は状況把握サービス	1 自ら実施
生活相談サービス	1 自ら実施

(介護サービスの内容) ※特定施設入居者生活介護の提供を行っていない場合は省略可能

特定施設入居者生活介護の加算の対象となるサービスの体制の有無	入居継続支援加算 (I)	
	入居継続支援加算 (II)	
	生活機能向上連携加算 (I)	
	生活機能向上連携加算 (II)	
	個別機能訓練加算 (I)	
	個別機能訓練加算 (II)	
	ADL維持等加算 (I)	
	ADL維持等加算 (II)	
	夜間看護体制加算 (I)	
	夜間看護体制加算 (II)	
	若年性認知症入居者受入加算	
協力医療機関連携加算 (相談・診療を行う体制を常時確保している協力医療機関と連携している場合)		

協力医療機関連携加算 (上記以外の協力医療機関と連携している場合)		
口腔・栄養スクリーニング加算		
科学的介護推進体制加算		
退院・退所時連携加算		
退居時情報提供加算		
看取り介護加算 (Ⅰ)		
看取り介護加算 (Ⅱ)		
認知症専門ケア加算 (Ⅰ)		
認知症専門ケア加算 (Ⅱ)		
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅰ)		
高齢者施設等感染対策向上加算 (Ⅱ)		
新興感染症等施設療養費		
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)		
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ)		
サービス提供体制 強化加算	(Ⅰ)	
	(Ⅱ)	
	(Ⅲ)	
介護職員等処遇改 善加算	(Ⅰ)	
	(Ⅱ)	
	(Ⅲ)	
	(Ⅳ)	
	(Ⅴ)(1)	
	(Ⅴ)(2)	
	(Ⅴ)(3)	
	(Ⅴ)(4)	
	(Ⅴ)(5)	
	(Ⅴ)(6)	
	(Ⅴ)(7)	
	(Ⅴ)(8)	
	(Ⅴ)(9)	
(Ⅴ)(10)		

	(V) (11)	
	(V) (12)	
	(V) (13)	
	(V) (14)	
人員配置が手厚い介護サービスの実施の有無	1 ありの場合	
	(介護・看護職員の配置率)	: 1

(医療連携の内容)

医療支援 ※複数選択可	<input type="radio"/>	救急車の手配		
		入退院の付き添い		
		通院介助		
		その他		
1	名称	メディカルコート八戸西病院		
	住所	青森県八戸市大字長苗代字中坪77		
	診療科目	内科、循環器内科、神経内科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、リハビリテーション科		
	協力科目	内科、循環器内科、神経内科、外科、整形外科、脳神経外科、皮膚科、泌尿器科、婦人科、眼科、リハビリテーション科		
	協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1	あり
		診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	1	あり
	名称	国民健康保険おいらせ病院		
	住所	青森県上北郡おいらせ町上明堂1-1		

協力医療機関	2	診療科目	内科・外科・整形外科・皮膚科・脳神経外科・眼科		
		協力科目	内科・外科・整形外科・皮膚科・脳神経外科・眼科		
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保	1	あり
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保	1	あり
	3	名称			
		住所			
		診療科目			
		協力科目			
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保		
	診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保				
	4	名称			
		住所			
		診療科目			
協力科目					

		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保		
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保		
	5	名称			
		住所			
		診療科目			
		協力科目			
		協力内容	入所者の病状の急変時等において相談対応を行う体制を常時確保		
			診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保		
	新興感染症発生時に対応を行う医療機関との連携	1 あり			
		1 ありの場合			
医療機関の名称		国民健康保険おいらせ病院			
医療機関の住所		青森県上北郡おいらせ町上明堂1-1			
協力歯科医療機関	1	名称			
		住所			
		協力内容			
	2	名称			
		住所			
		協力内容			

(入居後に居室を住み替える場合) ※住み替えを行っていない場合は省略可能

入居後に居室を住み替える場合 ※複数選択可	一時介護室へ移る場合		
	介護居室へ移る場合		
	その他		
判断基準の内容			
手続きの内容			
追加的費用の有無			
居室利用権の取扱い			
前払金償却の調整の有無			
従前の居室との仕様の 変更	面積の増減		
	便所の変更		
	浴室の変更		
	洗面所の変更		
	台所の変更		
	その他の変更	1 ありの場合	
		(変更内容)	

(入居に関する要件)

入居対象となる者 【表示事項】	自立している者	2	なし
	要支援の者	1	あり
	要介護の者	1	あり
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・入居時に、自立した日常生活を営むことができる健康状態であること ・二人入居の場合は、原則として夫婦か両者の関係が三親等以内の血族又は一親等以内の姻族であること ・入浴サービス、健康チェック等について、外部の居宅サービスを利用して頂きます 		
契約解除の内容	入居契約書 第5章 第22条		
事業主体から解約を求め る場合	解約条項	入居契約書 第5章 第23条	
		解約予告期間	3 ヶ月
入居者からの解約予告期間	1	ヶ月	
体験入居の内容	2	なし	
	1	ありの場合	
	(内容)		
入居定員	30	人	
その他			

5 職員体制

※ 有料老人ホームの職員について記載すること（同一法人が運営する他の事業所の職員については記載する必要はありません）。

（職種別の職員数）

	職員数（実人数）			常勤換算人数 ※1 ※2
	合計	常勤	非常勤	
管理者	1	1	0	
生活相談員	0	0	0	
直接処遇職員	6	6	0	
介護職員	6	6	0	
看護職員	0	0	0	
機能訓練指導員	0	0	0	
計画作成担当者	0	0	0	
栄養士	0	0	0	
調理員	0	0	0	
事務員	0	0	0	
その他職員	0	0	0	
1週間のうち、常勤の従業者が勤務すべき時間数 ※2				40 時間
※1 常勤換算人数とは、当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の人数を常勤の従業者の人数に換算した人数をいう。				
※2 特定施設入居者生活介護等を提供しない場合は、記入不要				

（資格を有している介護職員の人数）

	合計		
	常勤	非常勤	
社会福祉士	0	0	0
介護福祉士	6	6	0
実務者研修の修了者	0	0	0
初任者研修の修了者	0	0	0
介護支援専門員	0	0	0

（資格を有している機能訓練指導員の人数）

	合計		
	常勤	非常勤	
看護師又は准看護師	0	0	0
理学療法士	0	0	0
作業療法士	0	0	0
言語聴覚士	0	0	0

柔道整復士	0	0	0
あん摩マッサージ指圧師	0	0	0
はり師	0	0	0
きゅう師	0	0	0

(夜勤を行う看護・介護職員の人数)

夜勤帯の設定時間	(16 時 0 分 ~ 9 時 0 分)			
	平均人数		最少時人数 (休憩者等を除く)	
看護職員	0	人	0	人
介護職員	1	人	1	人

(特定施設入居者生活介護等の提供体制)

特定施設入居者生活介護の利用者に対する看護・介護職員の割合 (一般型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	契約上の職員配置比率※ 【表示事項】	
	実際の配置比率 (記入日時点での利用者数：常勤換算職員数)	: 1

※ 広告、パンフレット等における記載内容に合致するものを選択

外部サービス利用型特定施設である有料老人ホームの介護サービス提供体制 (外部サービス利用型特定施設以外の場合、本欄は省略可能)	ホームの職員数	人
	訪問介護事業所の名称	
	訪問看護事業所の名称	
	通所介護事業所の名称	

(職員の状況)

管理者	他の職務との兼務		1 あり							
	業務に係る資格等	1 あり		資格等の名称						
		1 ありの場合								
	看護職員	介護職員	生活相談員	機能訓練指導員	計画作成担当者					
	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤	常勤	非常勤
前年度1年間の採用者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

前年度1年間の退職者数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
に業務に就いた従業員の内、経験年数	1年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	1年以上3年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3年以上5年未満	0	0	3	0	0	0	0	0	0
	5年以上10年未満	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	10年以上	0	0	3	0	0	0	0	0	0
従業者の健康診断の実施状況	1 あり									

6 利用料金

(利用料金の支払い方法)

居住の権利形態 【表示事項】	1 利用権方式	
利用料金の支払い方式 【表示事項】	3 月払い方式	
	4 選択方式の場合、該当する方式を全て選択	
		全額前払い方式
		一部前払い・一部月払い方式
		月払い方式
年齢に応じた金額設定	2 なし	
要介護状態に応じた金額設定	2 なし	
入院等による不在時における利用料金（月払い）の取扱い	2 日割り計算で減額	
	3 不在期間が○日以上の場合に限り、日割り計算で減額の場合 不在期間が 日以上	
利用料金の改定	条件	入居契約書 第4章 第21条-2
	手続き	入居契約書 第4章 第21条-3

(利用料金のプラン【代表的なプランを2例】)

	プラン1	プラン2
--	------	------

入居者の状況	要介護度	要支援1～要介護度5	支援1～介護5（生活保護）	
	年齢	40 歳	40 歳	
居室の状況	床面積	5.6～5.8 m ²	5.6～5.8 m ²	
	便所	2 無	2 無	
	浴室	2 無	2 無	
	台所	2 無	2 無	
入居時点で必要な費用	前払金	0 円	0 円	
	敷金	0 円	0 円	
月額費用の合計		97,250 円	89,600 円	
家賃		23,100 円	29,100 円	
サービス費用	特定施設入居者生活介護※1の費用	0 円	0 円	
	介護保険外※2	食費	51,150 円	46,500 円
		管理費	11,000 円	5,000 円
		介護費用	0 円	0 円
		光熱水費	12,000 円	9,000 円
		その他	0 円	0 円

※1 介護予防・地域密着型の場合を含む。

※2 有料老人ホーム事業として受領する費用（訪問介護などの介護保険サービスに関わる介護費用は、同一法人によって提供される介護サービスであっても、本欄には記入していない）

（利用料金の算定根拠）

費目	算定根拠
家賃	23,100円/月、750円/日 29,100円/月、940円/日（生活保護受給者）
敷金	家賃の ヶ月分
介護費用 ※介護保険サービスの自己負担額は含まない。	

管理費	11,000円/月 350円/日 5,000円/月 160円/日 (生活保護受給者)
食費	1,650円/日 (1食550円) 1,500円/日 (1食500円) (生活保護受給者)
光熱水費	12,000円/月 400円/日 9,000円/月 300円/日 (生活保護受給者)
利用者の個別的な選択によるサービス利用料	別添2
その他のサービス利用料	予約入居料1,400円/日 おむつ代 (詳細、備考参照) 外出支援サービス (詳細、備考参照) 日常生活支援費5,000円/月 170円/日 (生活保護受給者対象外) 緊急受診付き添い費1,500円/時間

(特定施設入居者生活介護に関する利用料金の算定根拠)

※ 特定施設入居者生活介護等の提供を行っていない場合は省略可能

費目	算定根拠
特定施設入居者生活介護※に対する自己負担額	

<p>特定施設入居者生活介護※における人員配置が手厚い場合の介護サービス（上乘せサービス）</p>	
<p>※ 介護予防・地域密着型の場合を含む。</p>	

（前払金の受領）※前払金を受領していない場合は省略可能

<p>算定根拠</p>		
<p>想定居住期間（償却年月数）</p>	<p>ヶ月</p>	
<p>償却の開始日</p>	<p>入居日</p>	
<p>想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する額（初期償却額）</p>	<p>円</p>	
<p>初期償却率</p>	<p>%</p>	
<p>返還金の算</p>	<p>入居後 3 月以内の契約終了</p>	

定方法	入居後 3 月を超えた契約終了	
前払金の保 全先	1 全国有料老人ホーム協会以外の場合	
	名称	

7 入居者の状況【冒頭に記した記入日現在】

(入居者の人数)

性別	男性	6	人
	女性	18	人
年齢別	65歳未満	1	人
	65歳以上75歳未満	0	人
	75歳以上85歳未満	4	人
	85歳以上	19	人
要介護度別	自立	0	人
	要支援 1	0	人
	要支援 2	0	人
	要介護 1	2	人
	要介護 2	6	人
	要介護 3	8	人
	要介護 4	6	人
入居期間別	要介護 5	2	人
	6ヶ月未満	7	人
	6ヶ月以上1年未満	3	人
	1年以上5年未満	12	人
	5年以上10年未満	2	人
	10年以上15年未満	0	人
15年以上	0	人	

(入居者の属性)

平均年齢	87.9	歳
入居者数の合計	24	人
入居率※	80	%
※ 入居者数の合計を入居定員数で除して得られた割合。一時的に不在となっている者も入居者に含む。		

(前年度における退去者の状況)

退居先別の人数	自宅等	5	人
	社会福祉施設	1	人
	医療機関	6	人
	死亡	0	人
	その他	7	人
生前解約の状況	施設側の申し出	0	人
		(解約事由の例)	
	入居者側の申し出	0	人
		(解約事由の例)	

8 苦情・事故等に関する体制

(利用者からの苦情に対応する窓口等の状況)

窓口1										
窓口の名称		有料老人ホームしらとり荘 苦情・相談窓口								
電話番号		0178	-	32	-	6789				
対応している時間	平日	8	時	30	分	～	17	時	30	分
	土曜	8	時	30	分	～	17	時	30	分
	日曜・祝日	8	時	30	分	～	17	時	30	分
定休日		なし								

窓口2																						
窓口の名称			老健しもだ 支援相談室																			
電話番号			0178		-		56		-		4888											
対応している時間			平日		0		時		0		分		～		24		時		0		分	
			土曜		0		時		0		分		～		24		時		0		分	
			日曜・祝日		0		時		0		分		～		24		時		0		分	
定休日			なし																			

窓口3																						
窓口の名称			医療法人仁泉会 本部事務局																			
電話番号			0178		-		51		-		2590											
対応している時間			平日		8		時		30		分		～		17		時		30		分	
			土曜		8		時		30		分		～		12		時		30		分	
			日曜・祝日				時				分		～		時				分			
定休日			日曜・祝日																			

窓口4																						
窓口の名称																						
電話番号					-				-													
対応している時間			平日				時				分		～				時				分	
			土曜				時				分		～				時				分	
			日曜・祝日				時				分		～				時				分	
定休日																						

窓口5																						
窓口の名称																						
電話番号					-				-													
対応している時間			平日				時				分		～				時				分	
			土曜				時				分		～				時				分	
			日曜・祝日				時				分		～				時				分	
定休日																						

(サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応)

			1 あり							
			1 ありの場合							

損害賠償責任保険の加入状況		その内容	あいおいニッセイ同和損保
介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生したときの対応	1 あり		
	1 ありの場合		
	その内容	事業者の責に帰すべき事由によって入所者が損害を被った場合、その損害を賠償、必要な措置を講じる。	
事故対応及びその予防のための指針	1 あり		

(利用者等の意見を把握する体制、第三者による評価の実施状況等)

利用者アンケート調査、意見箱等利用者の意見等を把握する取組の状況	2 なし		
	1 ありの場合		
	実施日		
	結果の開示		
第三者による評価の実施状況	2 なし		
	1 ありの場合		
	実施日		
	評価機関名称		
	結果の開示		

9 入居希望者への事前の情報開示

入居契約書の雛形	1 入居希望者に公開
管理規程	1 入居希望者に公開
事業収支計画書	3 公開していない
財務諸表の要旨	3 公開していない
財務諸表の原本	3 公開していない

10 その他

	1 あり
	1 ありの場合

運営懇談会		(開催頻度) 年 1 回	
	2	なしの場合	
	1	代替措置ありの場合	
		(内容)	
高齢者虐待防止のための取組の状況	高齢者虐待防止対策検討委員会の定期的な開催	1 あり	
	指針の整備	1 あり	
	研修の定期的な実施	1 あり	
	担当者の配置	1 あり	
身体的拘束等廃止のための取組の状況	身体拘束適正化委員会の開催	1 あり	
	指針の整備	1 あり	
	研修の実施	1 あり	
	緊急やむを得ない場合に行う身体的拘束その他の入居者の行動を制限する行為(身体的拘束等)	2	なし
		1	ありの場合 身体的拘束等を行う場合の態様、及び時間、入居者の状況並びに緊急やむを得ない場合の理由の記録
業務継続計画の策定状況等	感染症に関する業務継続計画 (BCP)	1 あり	
	災害に関する業務継続計画 (BCP)	1 あり	
	従業員に対する周知の実施	1 あり	
	定期的な研修の実施	1 あり	
	定期的な訓練の実施	1 あり	

	定期的な見直し	1 あり
提携ホームへの移行 【表示事項】	2 なし	
	1 ありの場合	
	提携ホーム名	
有料老人ホーム設置時の 老人福祉法第29条第1項 に規定する届出	1 あり	
高齢者の居住の安定確保 に関する法律第5条第1 項に規定するサービス付 き高齢者向け住宅の登録	2 なし	
有料老人ホーム設置運営 指導指針「5. 規模及び 構造設備」に合致しない 事項	2 なし	
	1 ありの場合	
	合致しない事項が ある場合の内容	
	「6. 既存建築物 等の活用の場合等 の特例」への適合 性	
有料老人ホーム設置運営 指導指針の不適合事項	なし	
	不適合事項がある 場合の内容	

備考

その他サービス利用料（内訳）

・オムツ代 ※オムツ持参可

安心Wフィット（L）	95円/枚	Rパッド男女共用	17円/枚
安心Wフィット（M）	82円/枚	やわ楽パンツ安心うす型（L-LL）	81円/枚
応援介護テープ止め あて楽	74円/枚	やわ楽パンツ安心うす型（M-L）	81円/枚
フレーヌケア スーパーロング	59円/枚		
うす型安心スーパーワイドパッド	26円/枚		

・外出支援サービス ※病院受診のみ

距離制運賃		待機料金	
～ 15km未満	1500円	～ 5分未満	50円
15km ～ 20km未満	2000円	5分以上 ～ 10分未満	100円
20km ～ 25km未満	2500円	10分以上 ～ 15分未満	150円
25km ～ 30km未満	3000円	15分以上 ～ 20分未満	200円
※以降、1km増す毎に100円加算		※以降、5分増す毎に50円加算	

別添 1 事業主体が当該都道府県、指定都市、中核市内で実施する他の介護サービス等

介護サービスの種類	有無	主な事業所の名称	所在地	併設	隣接
＜居宅サービス＞					
訪問介護	1 有	ヘルパーステーションしもだ	上北郡おいらせ町山崎		
訪問入浴介護	1 有	介護老人保健施設ハートランド	十和田市大字相坂字高清水		
訪問看護	1 有	訪問看護ステーションえがお	十和田市西十二番町		
訪問リハビリテーション	1 有	介護老人保健施設ハートランド	十和田市大字相坂字高清水		
居宅療養管理指導	2 無				
通所介護	1 有	デイサービスセンターにこにこプラザみさわ	三沢市松園町		
通所リハビリテーション	1 有	介護老人保健施設しもだ	上北郡おいらせ町山崎		
短期入所生活介護	2 無				
短期入所療養介護	1 有	介護老人保健施設しもだ	上北郡おいらせ町山崎		
特定施設入居者生活介護	2 無				
福祉用具貸与	2 無				
特定福祉用具販売	2 無				
＜地域密着型サービス＞					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	2 無				
夜間対応型訪問介護	2 無				

地域密着型通所介護	2 無				
認知症対応型通所介護	2 無				
小規模多機能型居宅介護	2 無				
認知症対応型共同生活介護	1 有	グループホームわたぼうし	上北郡おいらせ町山崎		
地域密着型特定施設入居者生活介護	2 無				
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	2 無				
看護小規模多機能型居宅介護	2 無				
居宅介護支援	1 有	介護老人保健施設しもだ	上北郡おいらせ町山崎		
＜居宅介護予防サービス＞					
介護予防訪問入浴介護	1 有	介護老人保健施設ハートランド	十和田市大字相坂字高清水		
介護予防訪問看護	1 有	訪問看護ステーションえがお	十和田市西十二番町		
介護予防訪問リハビリテーション	2 無				
介護予防居宅療養管理指導	2 無				
介護予防通所リハビリテーション	1 有	介護老人保健施設しもだ	上北郡おいらせ町山崎		
介護予防短期入所生活介護	2 無				
介護予防短期入所療養介護	1 有	介護老人保健施設しもだ	上北郡おいらせ町山崎		
介護予防特定施設入居者生活介護	2 無				

介護予防福祉用具貸与	2 無				
特定介護予防福祉用具販売	2 無				
<地域密着型介護予防サービス>					
介護予防認知症対応型通所介護	2 無				
介護予防小規模多機能型居宅介護	2 無				
介護予防認知症対応型共同生活介護	1 有	グループホームわたぼうし	上北郡おいらせ町山崎		
介護予防支援	1 有	介護老人保健施設しもだ	上北郡おいらせ町山崎		
<介護保険施設>					
介護老人福祉施設	2 無				
介護老人保健施設	1 有	介護老人保健施設しもだ	上北郡おいらせ町山崎		
介護医療院	2 無				
<介護予防・日常生活支援総合事業>					
訪問型サービス	1 有	ヘルパーステーションしもだ	上北郡おいらせ町山崎		
通所型サービス	1 有	介護老人保健施設しもだ	上北郡おいらせ町山崎		
その他生活支援サービス	1 有	介護老人保健施設しもだ居宅介護支援事業所	上北郡おいらせ町山崎		

別添2 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表

特定施設入居者生活介護（地域密着型・介護予防を含む）の指定の有無						
	特定施設入居者生活介護費で、実施するサービス(利用者一部負担※1)	個別の利用料金で、実施するサービス(利用者が全額負担)	包含※2			備考
			都度※2	料金※3		
介護サービス						
食事介助		1 あり	○			
排泄介助・おむつ交換		1 あり	○			
おむつ代		1 あり		○	実費	
入浴（一般浴）介助・清拭		2 なし				
特浴介助		2 なし				
身辺介助（移動・着替え等）		1 あり	○			
機能訓練		2 なし				
通院介助		1 あり		○	1,500円/時間	※緊急時のみ対応可
口腔衛生管理		1 あり	○			
生活サービス						
居室清掃		1 あり	○			
リネン交換		1 あり	○			
日常の洗濯		2 なし				※業者委託
居室配膳・下膳		1 あり	○			
入居者の嗜好に応じた特別な食事		2 なし				
おやつ		2 なし				
理美容師による理美容サービス		1 あり		○	1,500円/回	※散髪代
買い物代行		2 なし				
役所手続き代行		2 なし				
金銭・貯金管理		1 あり	○			
健康管理サービス						
定期健康診断		1 あり		○	実費	※結核健診（年1回）
健康相談		1 あり		○		
生活指導・栄養指導		2 なし				
服薬支援		1 あり	○			
生活リズムの記録(排便・睡眠等)		1 あり	○			

入退院時・入院中のサービス						
入退院時の同行		2 なし				
入院中の洗濯物交換・買い物		2 なし				
入院中の見舞い訪問		2 なし				

※1: 利用者の所得等に応じて負担割合が変わる(1割～3割の利用者負担)。

※2: 「あり」を記入したときは、各種サービスの費用が、月額サービス費用に含まれる場合と、サービス利用の都度払いによる場合に応じて、いずれかの欄に○を記入する。

※3: 都度払いの場合、1回あたりの金額など、単位を明確にして記入する。

有料老人ホーム入居契約書

表題部記載の契約当事者である「契約者」と「事業者」は、両者の間において、以下の条項に基づく表記契約（以下「本契約」という。）を締結します。

この証として、本契約書3通を作成し、記名捺印の上、各自その1通を保有します。

【表題部】

(1) 契約の開始年月日

契約締結日	令和 年 月 日
入居予定日	令和 年 月 日

(2) 契約当事者の表示

契約者名	(以下「契約者」という) 契約者 氏名： _____ (男・女) (明治・大正・昭和・平成 年 月 日生)
施設設置事業者名	(以下「事業者」という) 〒039-1161 住 所：青森県八戸市大字河原木字八太郎山10-81 法 人 名：医療法人 仁泉会 代表者名：理事長 田中 由紀子 印

(3) 上記(2)以外の関係者の表示

身元引受人 (本契約第30条に定める)	契約者の身元引受人 住所：〒 _____ TEL：(_____) _____ 氏名： _____ 契約者との間柄： _____
連帯保証人 (該当者がある場合には署名を求める)	住所：〒 _____ TEL：(_____) _____ 氏名： _____ 契約者との間柄： _____ ※連帯保証人の負担は、限度額として本契約の利用料6ヶ月分を限度とします。

(4) 目的施設（表題部記載の契約締結日現在）

施設名称	有料老人ホーム しらとり荘
施設の類型及び表示事項	住宅型有料老人ホーム 居住の権利形態：建物賃貸借方式 利用料の支払方法：月払い方式 入居時の要件：入居時要介護 介護保険：在宅サービス利用可
介護保険の 指定居宅サービスの指定	指定なし
開設年月日	平成10年6月
所在地	〒039-2153 青森県上北郡おいらせ町山崎2595番地1 TEL：0178-32-6789
敷地概要（権利関係）	医療法人 仁泉会所有

建物概要（権利関係）	医療法人 仁泉会所有
居室（一般居室・介護居室）、 一時介護室の概要	介護居室 全10室（4人部屋 5室・2人部屋 5室） 定員30名 4人部屋 22.36㎡ 2人部屋 13.25㎡・11.59㎡
共用施設概要	厨房・食堂・談話室・浴室・事務室・宿直室

（5）契約者が居住する居室（表題部記載の契約締結日現在）

居室番号	号室 一般居室
居室面積	㎡

（6）入居後に支払う費用の内容（表題部記載の契約締結日現在）

月額利用料	97,250円	
日割り計算で支払われる費用についての計算起算日	-	
支払方法	管理規程に定める	
内 訳 その他	管理費	11,000円（月額） / 350円（日額）
	用途	主に共有施設部分の維持管理費、寝具費等
	食費	51,150円（1日 1,650円×31日）
	介護費用（介護保険に係る利用料を除く）	なし
	光熱水費	12,000円（月額） / 400円（日額）
	家賃相当額	23,100円（月額） / 750円（日額）
		<p>予約料 1,400円/日 ※入院によりベッドを予約する際は、4週間を限度とします。 日常生活支援費 5,000円/月（170円/日） 緊急受診付き添い費 1,500円/時間 外出支援サービス（病院・外出・入退所等必要時）</p> <p>●送迎費 ① 15km未満/1,500円 ② 15～20km未満/2,000円 ③ 20～25km未満/2,500円 ④ 25～30km未満/3,000円 ※以降、1km増すごとに100円加算。 ●待機料金（送迎に伴う待機） ① 5分未満/50円 ② 5～10分未満/100円 ※以降、5分増すごとに50円加算。 散髪代 1,500円/回</p> <p>※介護用品費、クリーニング代、オムツ代は別途実費負担。 ※短期にてご利用の際は、2,900円/日にてご利用いただけます。 ※ティッシュペーパー、食食用エプロン、ビニール手袋、ビニール袋、おしりふきなどの個人で使用する日用品については、ご準備をお願いいたします。</p>
	介護保険に係る契約者負担金	なし
	消費税	上記利用料に含む

【 第1章 総則 】

(目的)

- 第1条 事業者は、契約者に対し、社団法人全国有料老人ホーム協会が定める倫理綱領を遵守し、本契約の定めに従い、次に掲げるサービスを契約者に提供します。
- 2 契約者は、本契約の定めを承認すると同時に、事業者に対し、本契約に定める費用を事業者を支払うことに同意します。

(目的施設の表示)

- 第2条 契約者が居住する居室（以下「居室」という。）及び他の契約者と共用する施設（以下「共用施設」という。）は、表題部に定めるとおりとします。

(利用権)

- 第3条 契約者は、本契約第22条（契約の終了）第一号以外には、第二号又は同条第三号に基づく契約の終了がない限り、本契約の規定に従い、居住を目的として居室及び共用施設を利用することが出来ます。
- 2 契約者は、施設の全部又は一部についての所有権を有しません。
- 3 契約者は、第三者に対して、次に掲げる行為を行うことはできません。
- 一 居室の全部又は一部の転貸
 - 二 施設を利用する権利の譲渡
 - 三 他の契約者が居住する居室との交換
 - 四 その他上記各号に類する行為又は処分

(各種サービス)

- 第4条 事業者は、契約者に対して、前条第1項に定める利用権に付帯する権利として、本契約に基づいて次に掲げる各種サービスを提供します。
- 一 食事の提供
 - 二 生活相談・助言
 - 三 生活サービス
 - 四 健康管理
- 2 事業者は、契約者に対して、治療行為は行いません。なお、医療を受けるにあたって、医療に要する費用は、差額ベッド等の医療保険の給付対象とならない費用を含めて契約者の負担となります。
- 3 契約者は、第三者に対して、次に掲げる行為を行うことはできません。
- 一 本契約に基づくサービスを受ける権利の全部又は一部の譲渡
 - 二 その他の上記に類する行為又は処分

(管理規程)

- 第5条 事業者は、本契約に付随するものとして管理規程を定め、契約者・事業者共にこれを遵守するものとします。

(施設の管理・運営・報告)

- 第6条 事業者は、施設長その他必要な職員を配置して、本契約に定めるサービスを提供し、契約者の為に必要な業務を遂行するとともに、建物及び付帯施設の維持管理を行います。
- 2 事業者は、契約者に対し、次に掲げる事項を報告するものとします。
- 一 1年以内の時点における施設の運営状況、契約者の状況、要介護者などの状況、サービスの提供状況、職員の人員配置等についての状況

(契約者の権利)

- 第7条 契約者は、本契約に基づいて提供されるすべてのサービスについて、次の各号に掲げる権利を有します。契約者は、これらの権利を行使することにより、事業者から差別的待遇を受けることはありません。
- 一 契約者は、サービスの提供においてプライバシーを可能な限り尊重される

- 二 契約者は、希望すれば自己に関する健康や相談の記録を閲覧することができるが、契約者以外の者がその閲覧を要求しても、契約者の同意がない限り閲覧させることはない
- 三 契約者は、自己が選ぶ医師や弁護士その他の専門家といつでも相談することができる。ただし、その費用は契約者が負担する
- 四 契約者は、施設での運営に支障がない限り、契約者個人の衣服や家具備品をその居室内に持ち込むことができる
- 五 契約者は、事業所及び事業所の提供するサービスに対する苦情に関して、いつでも事業者に直接申し出ることができる

(運営懇談会)

- 第8条 事業者は、本契約の履行に伴って、生ずる諸種の問題に関し、意見交換の場として運営懇談会を設置します。
- 2 事業者は、前項の運営懇談会について、管理規程又はその他の文書によって、次に掲げる項目を含む詳細を定めるものとします。
 - 一 会の構成メンバーの詳細
 - 二 外部からの運営への点検に資する事業者側関係者及び契約者以外の第三者的立場にある構成メンバーの有無
 - 三 要介護状態等にある契約者の身元引受人等に対する連絡方法等

(苦情処理)

- 第9条 契約者は、事業者及び本契約に基づき事業者が提供するサービスに関して、いつでも苦情を申し立てることが出来ます。
- 2 事業者は、前項による苦情を受け付ける手続きを、管理規程又はその他の文書で定め、契約者からの苦情等の適切な解決に努めます。
 - 3 事業者は、契約者から本条第1項に基づく苦情申し立てがなされた場合、対応する責任者を定め、迅速かつ誠実に必要な対応を行います。
 - 4 事業者は、契約者が苦情申立等を行ったことを理由として、何らかの不利益な取り扱いをすることはありません。

(秘密保持)

- 第10条 事業者は、業務上で知り得た契約者及びその家族に関する秘密並びに個人情報については、契約者又は第三者の生命、身体等に危険がある場合等、正当な理由がある場合又は契約者の事前の同意がある場合を除いて、契約中及び契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

【 第2章 提供されるサービス 】

(食事)

- 第11条 事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程その他の文書に定め、それに基づいて契約者に食事を提供します。
- 一 事業者は、原則としてホーム内の食堂において、毎日契約者に1日3食の食事を提供する体制を整える
 - 二 事業者は、契約者の治療を担当する医師の特別な指示がある場合には、その指示に沿った食事を提供する

(生活相談・助言)

- 第12条 事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程その他の文書に定め、それに基づいて契約者に生活全般に関する諸問題について、相談や助言を行います。
- 一 事業者が、一般的に対応や照会できる相談や助言
 - 二 専門的な相談や助言の為に事業者が契約者に紹介できる専門家や専門機関の概要と、これらを利用する場合の費用の概要

(生活サービス)

- 第13条 事業者は、次に掲げる事項の詳細を管理規程その他の文書に定め、それに基づいて契約者に各種の生活サービスを提供します。
- 一 事業者が一般的に対応できる、外部者からの受付、取次ぎ、ごみ処理の援助、不在中の居室管理、内部情報サービスの掲示
 - 二 預かり金は、同一敷地内の老健事務所内で管理

(健康管理)

- 第14条 事業者は、契約者の日常健康状態に留意すると同時に、次に掲げる事項の詳細を管理規程その他の文書に定め、それに基づいて契約者が健康を維持するように助力します。
- 一 契約者が定期健康診断を受けられるよう実施場所や日時の情報を行う
 - 二 協力医療機関を定めるとともに、その具体的協力関係の内容を文書で定める
 - 三 契約者が一時的疾患等により、日常生活に支障ある場合には、援助できるよう配慮するとともに、医療機関での治療を受けられるよう医療機関との連携・照会等の協力を行う

【 第3章 使用上の注意 】

(使用上の注意)

- 第15条 契約者は、居室及び共用施設並びに敷地の利用方法等に関し、その本来の用途に従って、善良な管理者の注意をもって利用するものとします。

(禁止又は制限される行為)

- 第16条 契約者は、施設の利用にあたり、施設又はその敷地内において、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。
- 一 大型の金庫その他の重量の大きな物品等を搬入し、又は備え付ける
 - 二 配水管その他を腐食させる恐れのある液体等を流す
 - 三 テレビ・ステレオ等の操作、楽器の演奏その他により、大音量等で近隣に著しい迷惑を与える
 - 四 敷地内の喫煙は禁止とする
- 2 契約者は、施設の利用にあたり、事業者の承諾を得ることなく、次の各号に掲げる行為を行うことはできません。また、事業者は、他の契約者からの苦情その他の場合に、その承諾を取り消すことがあります。
- 一 鑑賞用の小鳥、魚類であって明らかに近隣に迷惑をかける恐れのない動植物以外の犬、猫等の動物や植物を施設又はその敷地内で飼育する
 - 二 居室及び予め管理規程に定めた場所以外の共用施設又は敷地内に物品を置く
 - 三 施設内において、営利その他の目的による勧誘・販売・宣伝・広告等の活動を行う
 - 四 施設の増築・改築・移転・改造・模様替え、居室の造作改造等を伴う模様替え、敷地内における工作物を設置する
 - 五 管理規程その他の文書において、事業者がその承諾を必要と定めるその他の行為を行う
- 3 契約者は、施設の利用にあたり、次に掲げる事項については、予め事業者と協議を行うこととします。事業者は、この場合の基本的考え方を管理規程その他文書により定めることとします。
- 一 契約者が1ヶ月以上居室を不在にする場合の居室の保全・連絡方法・各種費用の支払とその負担方法
 - 二 事業者が契約者との事前協議を必要と定めるその他の事項

(修繕)

- 第17条 事業者は、契約者が施設を利用するために必要な修繕を行います。この場合において、契約者の故意又は過失により必要となった修繕に要する費用は、契約者が負担するものとします。
- 2 前項の規定に基づき、事業者が修繕を行う場合には、事業者は予めその旨を契約者に通知することとします。この場合において、契約者は正当な理由がある場合を除き、その修繕の実施を拒否することができません。

(居室への立ち入り)

第18条 事業所は、施設の保全・衛生管理・防犯・防火・防災、その他の管理上特に必要があるときは、予め契約者の承諾を得て、居室内への立ち入り又は必要な措置を行うことができます。この場合、契約者は正当な理由がある場合を除き、事業者の立ち入りを拒否することはできません。

- 2 事業者は、火災・災害その他により契約者又は第三者の生命や財産に重大な支障をきたす緊急の恐れがある場合には、予め契約者の承諾を得ることなく、居室内に立ち入ることが出来るものとします。この場合に、事業者は契約者の不在時に居室内に立ち入ったときは、立ち入り後、その理由と経過を契約者に通知することとします

【 第4章 費用の負担 】

(月額の利用料)

第19条 契約者は、事業者に対して、事業者が管理規程で定める月額の利用料を支払うものとします。

- 2 事業者は、前項の月額の利用料を定めるにあたり、管理規程で次に掲げる事項の詳細を明記するものとします。
 - 一 月額の利用料により徴収される費用の具体的内容や考え方
 - ア 第6条第1項（施設の管理・運営）に関して利用料に含まれる費用
 - イ 第11条（食事）に関して利用料に含まれる費用
 - ウ その他月額の利用料として徴収される費用
 - 二 月額の利用料の支払方法
 - ア 利用料の支払が毎月いつまでにどのような方法で行われるべきかの考え方
 - イ 事業者から契約者への請求内訳の送付の時期
- 3 本条に定める費用について、1ヶ月に満たない期間だった場合、日割り計算した額とします。

(その他の費用)

第20条 事業者は、管理規程において次に掲げる事項を含む各種の費用が契約者の負担となるのか等の詳細を明記するものとします。

- 一 契約者が居室で使用する電気の使用料
- 二 その他、予め事業者が定めた料金表に基づき契約者の希望により事業者が提供した各種サービスの費用

(費用の改定)

第21条 事業者は、第19条（月額の利用料）及び契約者が事業者を支払うべき第20条（その他の費用）の額を改定することがあります。

- 2 事業者は、前項の費用の改定にあたっては、施設が所在する地域の自治体が発表する消費者物価指数及び人件費等を勘案し、改定するものとします。
- 3 本条第1項の改定にあたっては、事業者は契約者及び身元引受人等へ事前に通知します。

【 第5章 契約の終了 】

(契約の終了)

第22条 次の各号のいずれかに該当する場合に、本契約は終了するものとします。

- 一 契約者が死亡したとき
- 二 事業者が第23条（事業者からの契約解除）に基づき解除を通告し、予告期間が満了したとき
- 三 契約者が第24条（契約者からの解約）に基づき解約を申し入れたとき

(事業者からの契約解除)

第23条 事業者は、契約者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、そのことが本契約をこれ以上将来にわたって維持することが社会通念上著しく困難と認められる場合に、本契約を解除する事があります。

- 一 入居申込書に虚偽の事項を記載する等の不正手段により入居したとき
 - 二 正当な理由なく、月額の利用料その他の支払を3ヶ月以上滞納し、その支払いを督促したにもかかわらず、30日以内に支払わないとき
 - 三 第16条（禁止又は制限される行為）に規定に違反したとき
 - 四 契約者の行動が、他の契約者の生命に危害を及ぼす恐れがあり、かつ、契約者に対する通常の方法ではこれを防止することができないとき
- 2 前項の規定に基づく契約の解除の場合は、事業者は次の各号の手続きによって行います
 - 一 契約解除の通告について、90日の予告期間をおく
 - 二 前号の通告に先立ち、契約者及び身元引受人等に弁明の機会を設ける
 - 三 解除通告に伴う予告期間中に、契約者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には契約者や身元引受人等、その他関係者・関係機関と協議し、移転先の確保について協力する
 - 3 本条第1項第四号によって契約を解除する場合には、事業者は前項に加えて次の各号の手続きを行います
 - 一 医師の意見を聴く
 - 二 一定の観察期間をおく

（契約者からの解約）

- 第24条 契約者は、事業者に対して少なくとも30日前に解約の申し入れを行うことにより、本契約を解約することができます。解約の申し入れは、事業者の定める契約解除届けを事業者に届け出るものとします。
- 2 契約者が、前項の契約解除届けを提出しないで居室を退去した場合には、事業者が契約者の退去の事実を知った日から翌日から起算して30日目をもって、本契約は解除されたものと推定します。

（明け渡し及び原状回復）

- 第25条 契約者又は身元引受人等は、第22条（契約の終了）により本契約が終了した場合には、直ちに居室を明け渡すこととします。
- 2 契約者は、前項の居室の明け渡しの場合に、通常の使用に伴い生じた居室の損耗をのぞき、居室を原状回復することとします。
 - 3 契約者並びに事業者は、前項の規定に基づき契約者がその費用の負担で行う原状回復の内容及び方法について協議するものとします。

（財産の引取等）

- 第26条 事業者は、第22条（契約の終了）による本契約の終了後における契約者の所有物を、善良なる管理者の注意をもって保管し、契約者又は身元引受人等にその旨を連絡します。
- 2 契約者又は身元引受人等は、前項の連絡を受けた場合、本契約終了日の翌日から起算して30日以内に契約者の所有物等を引き取るものとします。ただし、事業者は、状況によりこの期限を延長することがあります。
 - 3 事業者は、契約者又は身元引受人等に対して、前項による引き取り期限を書面によって通知します。
 - 4 事業者は、前項による引取り期限が過ぎてもなお残置された所有物等については、契約者又は契約者の相続人その他の承継人がその所有物等を放棄したとみなし、事業者において契約者の負担により適宜処分することが出来るものとします。

（契約終了後の居室の使用に伴う実費精算）

- 第27条 契約者は、契約終了日までに居室を事業者に明け渡さない場合には、契約終了日の翌日から起算して明け渡し日までの管理費・家賃を事業者に支払うものとします。
- ただし、第22条（契約の終了）第一号の規定に該当する場合は、前条第2項に規定する明け渡し期限を本条にいう契約終了日とみなします。

【 第6章 身元引受人等 】

（身元引受人）

- 第28条 契約者は、身元引受人を定めるものとします。ただし、身元引受人を定めることが出来ない相当の理由が認められる場合はこの限りではありません。
- 2 前項の身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する債務について、契約者と連帯して履行の責を負うものとともに、事業者が管理規程に定めるところに従い、事業者と協議し、必要なときは契約者の身柄を引き取るものとします。
 - 3 事業者は、契約者の生活において必要な場合には、身元引受人への連絡・協議等に努めるものとします。
 - 4 事業者は、契約者の生活及び健康の状況並びにサービスの提供状況等を必要により身元引受人に連絡するものとします。
 - 5 身元引受人は、契約者が死亡した場合、遺体及び遺留金品の引受を行うこととします。

(事業者に通知を必要とする事項)

- 第29条 契約者又は身元引受人は、次に掲げる事項を含める管理規程その他の文書に規定された事業者に通知する必要が発生した場合には、その内容を遅滞なく事業者に通知するよう努めるものとします。
- 一 契約者もしくは身元引受人の氏名が変更したとき
 - 二 身元引受人が死亡したとき
 - 三 契約者もしくは身元引受人について、法令に基づく成年後見制度による後見人・保佐人・補助人の審判があったとき、又は破産の申立て（自己申立てを含む）、強制執行、仮差押え、仮処分、競売、民事再生法等の申立てを受け、もしくは、申立てをしたとき
 - 四 契約者が「任意後見契約に関する法律」に基づき、任意後見契約を締結したとき

(身元引受人の変更)

- 第30条 事業者は、身元引受人が前条第二号ないし三号の規定に該当する場合には、契約者に対して新たに身元引受人を定めることを請求することがあります。
- 2 契約者は、前項に規定する請求を受けたときは、身元引受人を立てるものとします。

【 第7章 その他 】

(入居契約締結時の手続き)

- 第31条 契約者からの申込みがなされ、入居審査を経て事業者の承諾がなされた後、契約当事者間において入居契約が締結されます。
- 2 事業者は、本契約締結に際し、契約者が契約内容を十分理解した上で契約を締結できるよう十分な時間的余裕をもって、別に定める重要事項説明書に基づいて契約内容の説明を行い、説明を行った者の署名及び説明を受けた旨の契約者の確認を文書にて取り交わし、それぞれ捺印してこれを保管することとします。

(誠意処理)

- 第32条 本契約に定めのない事項及び本契約の各条項の解釈については、事業者並びに契約者相互に協議し、誠意をもって処理することとします。

秘密保持・個人情報保護法の遵守についての同意書

当事業所では、契約者及びその家族の個人情報の取扱いに万全の体制で取り組んでいます。個人情報の利用については、下記により必要最小限の範囲内で使用するものとし、個人情報の提供に当たっては、関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払います。

1. 個人情報の使用目的

- ①介護保険法に基づく保険者への介護サービス利用料等の請求(レセプト)
- ②審査支払機関又は保険者からの照会等への回答
- ③介護保険法に基づく実地指導
- ④会計・利用料請求
- ⑤介護サービスや業務運営の維持・改善の為の基礎資料
- ⑥介護サービスに係る計画・記録
- ⑦体調・服薬管理
- ⑧事故報告・苦情内容等の記録
- ⑨広報等への写真の掲載
- ⑩事業所内で行われる実習生・ボランティアへの協力
- ⑪事業所内・外で行われる研究発表会等への症例発表
- ⑫他事業所又は担当ケアマネージャーとの連携
- ⑬損害賠償保険等に係る保険会社等への相談・届出
- ⑭緊急時(救急隊等)の情報提供
- ⑮外部評価
- ⑯事業所内自己評価
- ⑰他事業所への入居時の情報提供
- ⑱サービス提供困難時の事業者間の連絡・紹介等
- ⑲サービス利用・休止又は入退居等の管理
- ⑳通院・入院時の病院への情報提供
- ㉑契約者への介護サービス向上
- ㉒その他の業務委託(検査・散髪・クリーニング等)
- ㉓家族等への心身の状況説明
- ㉔保険事務委託のため
- ㉕統計データ利用のため
- ㉖契約者の情報は東北医療福祉事業協同組合及びその組合員へ下記目的で情報提供します。組合員は (<http://www.sg-kumiai.or.jp>) に掲載している事業者。
 - a) 保険者への医療・介護保険に係る請求業務及び組合員間での共同請求事務
 - b) 最適なサービスの提供及びリスク回避の為の情報交換
 - c) サービスを永続的に提供できるよう事業所の経営資料(統計・分析)の作成

上記目的の他に契約者及びその家族の同意なく第三者に個人情報を提供することはいたしません。しかし、個人情報を取り扱う業務の一部を外部委託することがあります。

2. 使用する期間・記録等

使用する期間は、サービスを受けている期間とします。ただし、法律に則り、サービス提供終了後も最低2年間は個人情報を保有するものとします。

3. 個人情報の開示、訂正、削除等

個人情報の開示、訂正、削除等については、法律に則って行います。

令和 年 月 日

医療法人 仁泉会
理事長 田中 由紀子 殿

【契約者】

住所 _____

氏名 _____

【身元引受人】（契約者との関係 _____）

住所 _____

氏名 _____

個人情報・肖像権・著作権の使用に関する承諾のお願い

SGグループでは様々な活動や行事の様子などを記録し、ホームページや広報紙等により社内外へ情報を発信しております。

つきましては、＜介護老人保健施設しもだ＞で撮影する写真・動画におきましても主旨をご理解の上、ぜひ掲載の承諾を頂きますようお願い致します。また、撮影した画像・動画に関する著作物（原稿等）について著作者人格権を不行使のうえ、SGグループへ著作権の移転をお願い致します。

特別な事情により、ウェブ上で公開された肖像・個人情報（HTML形式、PDFファイルなど）の削除を希望される場合は、下記の問い合わせ先までご連絡をお願い致します。ただし、紙媒体として配布される印刷物などについては、対応することはできませんのでご了承願います。

ご承諾頂けず場合には、下記に署名の上ご提出いただきますようお願い致します。

【掲載媒体】

- ・SGグループの各法人・事業所のホームページや広報紙等・各種説明会等の資料
- ・SNS（Twitter, Instagram, Youtube等）

【問い合わせ先】

＜ 介護老人保健施設しもだ ＞

＜ 電話番号：0178-56-4888 ＞

窓口：相談室

「写真・動画・著作物」の掲載承諾書

事業所としての活動内で撮影された

・私の「写真・動画」の SGグループ内の「ホームページや広報紙・SNS等」への掲載

・私の「著作物」の 「著作権の移転」 および 「著作者人格権の不行使」

上記2点について（承諾します 承諾しません）

※どちらかに☑をお願いいたします。

年 月 日

ご本人署名

ご家族署名